



暴追とちぎ

第49号

平成25年5月

CONTENTS

- 刑事部長着任あいさつ.....1
- 暴力追放県民センターの活動状況.....2
- 暴力団員等による不当要求の実態.....3
- 暴力相談事業.....5
- 栃木県弁護士会民暴委員ペンリレー.....6

**「断固拒否 みんなで追放
暴力団」**

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028 (627) 2995



刑事部長着任あいさつ

栃木県警察本部

刑事部長 阿部 暢 夫

本年3月15日付けで、宇都宮中央警察署長から刑事部長に着任した阿部暢夫でございます。

皆様方には、平素から暴力団排除活動を始め警察活動の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

栃木県暴力団排除条例が施行されて今年で3年目を迎え、社会全体に暴力団排除の意識が着実に浸透してきているところであります。これも皆様方が長きにわたり、公益財団法人栃木県暴力追放県民センターとともに、地域・職域において醸成された暴力団排除の礎があったからこそと改めて敬意と謝意を表する次第であります。

近年の暴力団情勢は、九州北部を中心とした暴力団対立抗争事件や暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者に対する手りゅう弾使用の襲撃事件が相次ぐなど、厳しさが増し、市民生活の大きな脅威となっております。

このような情勢を受け、昨年、暴力団対策法が改正され、住民に対する危険防止の措置、暴力団に対する規制の強化が図られたところであります。加えて、本改正により新設された暴力団事務所使用差止請求制度が施行され、本県暴追センターにおいても、請求業務を行うための体制整備が進められており、これまで以上に県民の皆様方の暴力団排除活動の中核としての活躍が期待されております。

警察におきましては、暴力団対策を強力に推し進めるため、今春、暴力団排除係を増員して体制を強化いたしました。今後とも、あらゆる法令を駆使した暴力団犯罪の取締りに加え、改正暴力団対策法や栃木県暴力団排除条例を効果的に活用した対策を強化してまいります。

皆様方には、引き続き、それぞれのお立場から、暴力団排除活動にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。私の着任のごあいさつと致します。

暴力追放県民センターの活動状況

理事会

- ・ 3月21日、平成24年度第3回理事会を開催し、平成25年度の事業計画及び収支予算案を審議し、可決承認されました。
- ・ 5月14日、平成25年度第1回理事会を開催し、平成24年度の事業結果及び収支決算について審議し、可決承認されました。



平成25年度の事業計画

1 犯罪被害者救済事業（公益事業 1）

- (1) 暴力相談事業
 - 警察・弁護士会・センターの連携を強化し、相談業務を行い事案解決を図る
 - 警察・弁護士会・センターによる三者協定に基づき民事介入暴力事案処理の促進
 - 毎月第三水曜日「弁護士相談の日」開設
 - 民事介入暴力1日相談所の開設
 - 暴力相談委員の研修会開催
 - インターネット活用の相談業務の推進
- (2) 救済事業
 - 暴力団員等の犯罪行為被害者に対する見舞金の支給
 - 暴力団事務所明渡訴訟、損害賠償請求訴訟の無利子貸付支援
 - 暴力団排除活動推進者に対する資機材の貸出支援

2 暴力団員排除組織支援事業（公益事業 2）

- (1) 組織支援事業
 - 地域、職域からの暴力団排除活動の支援
 - 賛助会員に対する支援と会員募集
 - 行政対象暴力の排除
- (2) 責任者講習事業
 - 公安委員会の委託を受け、不当要求防止責任者講習の開催

3 少年及び離脱希望者支援事業（公益事業 3）

- (1) 少年保護活動事業
 - 暴力団組織加入強要、勧誘、離脱妨害等、少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
 - 少年指導委員に対する研修会の開催
 - パンフレット、チラシ等の配布
- (2) 暴力団離脱者支援事業
 - 暴力団離脱者支援活動
 - 社会復帰対策協議会による社会復帰の支援

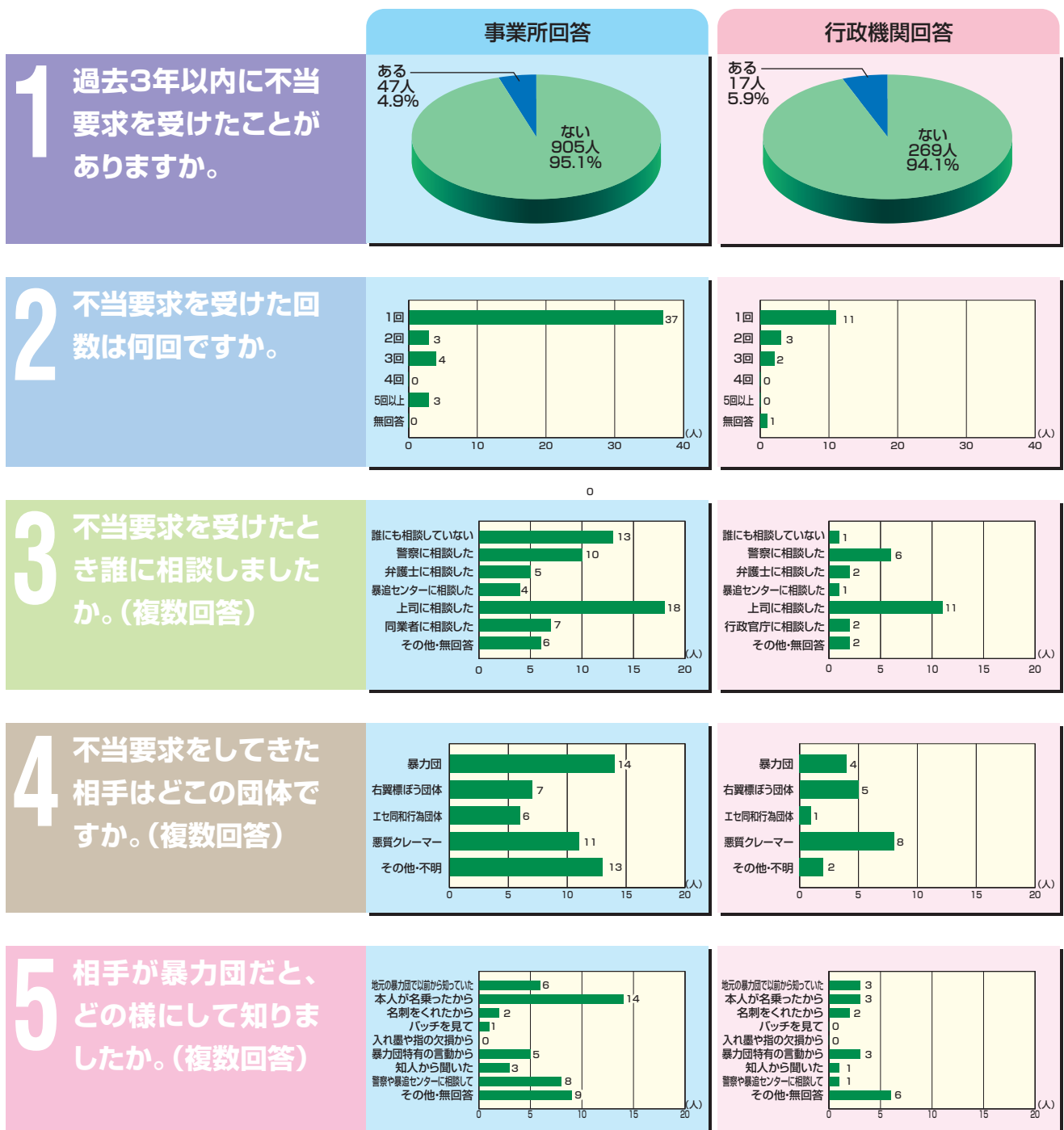
4 広報啓発及び調査研究事業（公益事業 4）

- (1) 広報啓発活動事業
 - 機関紙「暴追とちぎ」、暴追マニュアル、暴追ポスター、暴追カレンダー等の作成配布
 - 暴排標語表示シートの掲示、バス車内へのステッカーの掲示
 - 暴力追放県民大会の開催
 - インターネットを活用した広報活動
- (2) 調査研究事業
 - 民事介入暴力対策協議会の開催
 - 暴力団に関する情報の収集・分析
 - 暴力監視活動の推進

暴力団員等による

当センターでは、栃木県公安委員会から委託を受けて「不当要求防止責任者講習」を実施しています。

平成24年度は、行政、金融・保険・証券業、飲食業、製造業、サービス業など定期講習21回、選任時講習2回の合計23回の講習を開催しました。その際、受講者に対し不当要求の実態に関するアンケートを行いました。その結果は次のとおりです。



不当要求の実態

業種別受講者数

業種	受講者	回答数	回答率
行政	317	286	90.2%
金融業	318	308	96.9%
サービス	111	94	84.7%
飲食業	112	95	84.8%
医療業	117	86	73.5%
製造業	147	129	87.8%
鉱業	27	23	85.2%
廃棄物業	98	73	74.5%
選任講習受講者	158	144	91.1%
合計	1,405	1,238	88.1%

講習別受講者数

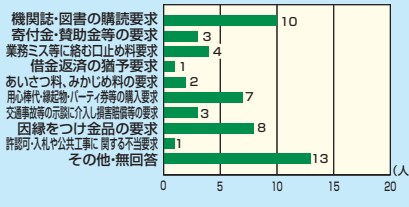
新規選任受講者	836	59.5%
定期講習受講者	569	40.5%
合計	1,405	100.0%

受講者感想

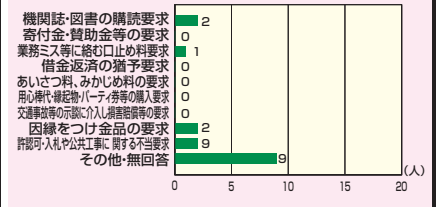
講習を受けて良かった	979	79.1%
まあまあ良かった	236	19.1%
内容が不十分である	5	0.4%
無回答	18	1.5%
合計	1,238	

6 要求の内容はどのようなものでしたか。

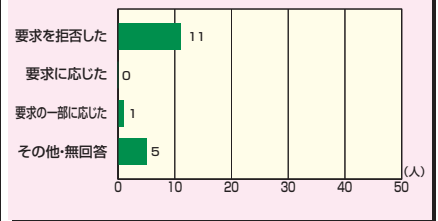
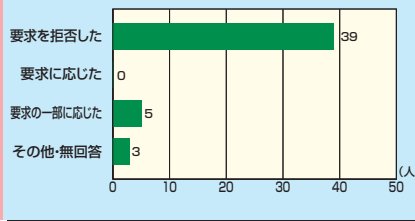
事業所回答



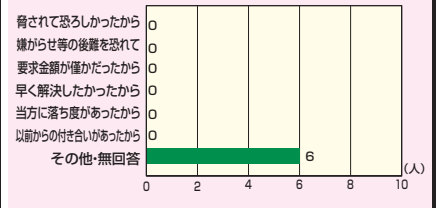
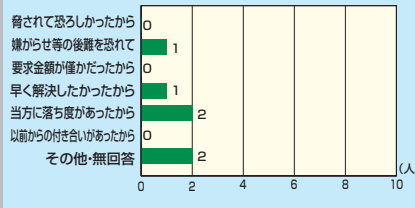
行政機関回答



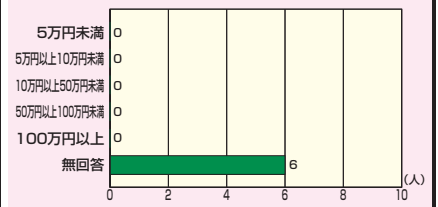
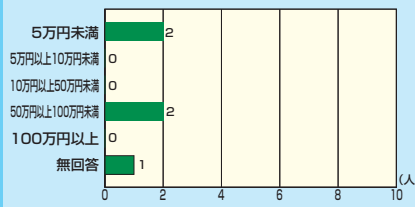
7 相手の要求にどのように対応しましたか。



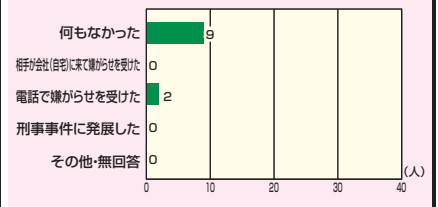
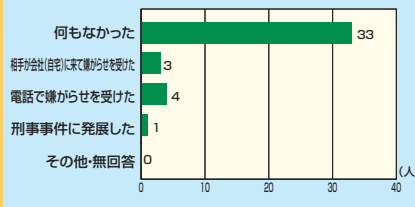
8 要求に応じた理由は何か。(複数回答)



9 要求に応じて支払った金額はいくらですか。



10 要求を拒否した後、相手はどう反応しましたか。(複数回答)



平成24年度 暴力相談事業

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの暴力相談受理状況は、次のとおりです。

1 相談受理状況

区分	件数	前年比
面接相談	325	+86
電話相談	177	-51
文書による相談	11	-2
引継による相談	0	±0
合計	513	+33



ゆうきくん

2 相談内容

相談の区分	受(処)理別 受理件数		処 理 状 況					
	24年度	前年比	センター処理		警察引継		弁護士引継	
			24年度	前年比	24年度	前年比	24年度	前年比
暴力的要求行為関係	12	+5	7	+3	4	+1	1	+1
刑事事件関係	2	-2	1	±0	1	-2	0	±0
センター事業関係	2	-6	2	-6	0	±0	0	±0
事務所撤去関係	0	-1	0	±0	0	±0	0	-1
離脱・加入関係	3	-3	3	+2	0	-3	0	±0
その他	494	+40	485	+41	7	-1	2	±0
合計	513	+33	498	+40	12	-3	3	±0

● 暴力的要求行為（暴対法9条）の内容

- | | | | |
|------------|----|-------------------|----|
| ①用心棒等要求行為 | 5件 | ②不当債務免除要求行為 | 2件 |
| ③高金利債権取立行為 | 2件 | ④利得示談介入行為 | 1件 |
| ⑤口止め料要求行為 | 1件 | ⑥因縁を付けて金品等を要求する行為 | 1件 |

● 相談者の主な職種別

- ①金融・保険業 310件 ②公益事業 49件 ③建設業 14件

主な相談事例

- 県南の企業から「長年、地元暴力団にみかじめ料を払ってきたが、暴排条例ができたので、この機会に断って縁を切りたいがどうすればよいか。」との相談。警察本部組織犯罪対策第一課と協議し、暴力団員に栃木県暴力団排除条例に基づく「勧告」を行い解決した。
- 県央の飲食店主から「毎月、生花を地元暴力団から用心棒代と称して買っているが、それを断りたい。」との相談を受理。地元警察への相談を指導したが、相談者が直接、相手暴力団に断りたいとの意向であったことから、当センターが断る方法等を指導した。その結果、直接、相談者が相手に断ったところ、相手暴力団も栃木県暴力団排除条例を意識し、これを受入れて解決した。

暴力団追放三ない運動+1

暴力団を利用しない
暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない



暴力団と
交際しない

平成24年度 不当要求防止責任者講習

- 栃木県公安委員会委託事業の「不当要求防止責任者講習」の開催状況は、次のとおりです。

受講業種	回数	受講者数
行政機関	6回	317名
事業所等	17回	1,088名
合計	23回	1,405名

平成5年度からの受講者は、延べ23,567名で、平成12年から開始した公務員対象講習の受講者は、延べ7,271名になりました。



- 本年度は、日光市等行政機関及び小売業、不動産業、旅館業、娯楽業等の定期講習と選任時講習の23回の開催を予定しております。詳細な業種、日程についてはセンターホームページに順次掲載しますのでご覧ください。

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー



暴力団の潜在化の危険性

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長
弁護士 亀岡 弘 敬

私は、平成18年に弁護士登録をして以来、多くの民暴事件に関与してきました。

当初は、暴力団の組員が暴力団の威光を示して脅迫行為に及ぶという典型的な民暴事件も少なからず見受けられ、また、被害金額が多額に及ぶこともありました。

しかし、ここ数年は、典型的な民暴事件に関する相談は減少し、また、被害金額が以前に比して少額になっているように感じます。これは、平成4年に施行された暴力団対策法や他の規制が、一定の効果を挙げた結果であると思います。

他方で、暴力団は、構成員自体は減少しているものの、むしろ準構成員は増加し、合計すると暴力団の勢力にさほど変化はないという状況も見受けられます。

このような状況からしますと、暴力団が潜在化し、民暴事件として表面化しないものが増加した可能性も否定できません。実際、暴力団は、暴力団対策法等の規制を逃れるため、①自らの属性を明示せず巧妙に利用する、②被害者が法的手続を躊躇する程度の被害金額にとどめる、などの対応をとっているという話を耳にすることもあります。

このように、暴力団は、暴力団対策法等の規制を逃れるため、徐々に潜在化しているように思われます。その結果、一般の企業や個人においても、知らない間に暴力団ないし暴力団関係企業との間で取引関係に及んでいる可能性も否定できません。

ただ、暴力団は、いずれかの段階では、何らかの形で暴力団の威光を示してくることが考えられます。仮に、取引相手が、背後に暴力団の存在をほのめかすようになった、などといった兆候があらわれた場合、早急に、警察・暴追センター・弁護士会など、関係部署にご相談されることをお勧めいたします。

今後、暴力団は、ますます潜在化することが予想されます。私たちは、今後も、警察・暴追センターと協力して、暴力団の潜在化に対応していきたいと考えております。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

● 賛助会費 年額 (口数は、何口でも結構です。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

● 会員の方には「賛助会員章」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料など、暴力団情報等の提供を行っています。

● 入会のお申込みは、事務局へご連絡ください。

賛助会員章



不当要求防止責任者講習 「受講無料」

あなたの職場を暴力団等から守るための講習です。

講習受講手続き

「責任者選任届出書」を事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課組織犯罪対策係に提出するか、又は県庁のホームページから電子申請による届出をすることができます。

後日、暴追センターから往復ハガキで講習の案内をいたします。

講習の内容

- ◎暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- ◎不当要求行為に対する被害防止対策
- ◎弁護士からみた暴力団対策

等について警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、栃木県弁護士会、暴力追放県民センターによる講義のほか、DVDを使用した対応シミュレーションなど、対応要領や被害防止に役立つ体験型の講習を行います。

講習の種別

※選任時講習

責任者に選任された後、概ね1年以内に受講します。

※定期講習

選任時講習後、概ね3年後に受講します。

受講修了書の交付

受講された方には、「受講修了書」及び「責任者選任事業所ステッカー」を交付します。

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600

※暴力追放県民センターでは、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守して、取扱いに十分留意しております。

表紙の説明

佐野市万葉自然公園
かたくりの里

四季折々の自然に恵まれた佐野市のみかも山。北側斜面には約1.5haの規模でカタクリが群生しており、春の観光シーズンには多くの来訪者の目を楽しませてくれます。このカタクリの群落は昭和62年に佐野市の天然記念物に指定されています。